

鳥取縣公報

縣會規則

◇鳥取縣會規則第二号

昭和二十六年五月鳥取縣會規則第一号鳥取縣會會議規則
中次の通り改正し公布の日から施行する。

昭和二十六年五月二十四日

鳥取縣會議長 沢 住 辰 藏

第二十六條中「議長席に復さなければならぬ。」を
「その議題の表決を終るまでは議長席に復することがで
きなす。」に改める。

昭和二十六年五月二十四日
号 外 木 曜 日

本書ノ大キサハ國定規格A五判

鳥取縣公報 毎週 曜日発行 (休日ニ當ル)
火金 曜日発行 (時ハ翌日)

昭和二十六年五月二十四日
号 外

(昭和四年四月十五日)
第三種郵便物認可